

新型コロナウイルス感染症の影響で

期限までに申告・納付が難しい方は 簡易な手続で期限延長が可能です (法人・個人の全ての方が対象)

Q 申告・納付の期限が延長できるの？

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、**柔軟に確定申告書を受け付けること**としています。

Q やむを得ない理由とは？

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

Q いつまでに申請すればいいの？

- 申告・納付期限の前だけでなく、その**期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能**です。

Q 申請の手続は？

- 申請する場合、必ずしも**申請書等を提出する必要はなく**、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど**簡易な手続で申請**できます。
- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。

令和2年4月

 **国税庁**

法人番号 7000012050002

新型コロナ関連の
期限の個別延長に
ついてはこちら

